

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の役員の退任

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地改良事業の認可

保安林の指定の解除予定

## ◇ 選管告示

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

## 告 示

### 鳥取県告示第八百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
和順堂内科医院	気高郡青谷町大字青谷四四六一五	昭和六十一年九月十日
岡 田 医 院	東伯郡東伯町大字丸尾八一	昭和六十一年九月二十五日
井 上 医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬四四七六	昭和六十一年九月二十七日
井上医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二一五	〃

鳥取県告示第八百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
民本整骨院	米子市米原三四八二二	昭和六十一年九月十日

鳥取県告示第八百七十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第八百七十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の中出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡田医院	東伯郡東伯町大字丸尾上ノ垣	昭和六十一年七月三十一日
井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七 八頭郡佐治村大字加茂六九二	昭和六十一年八月十九日
井上医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二 一五	〃

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
和順堂内科医院	気高郡青谷町大字青谷四四六 一五	昭和六十一年九月一日

井上 医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七 一六	昭和六十一年八月二十日
井上医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二 一五	〃

鳥取県告示第八百七十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
和順堂内科医院	気高郡青谷町大字青谷四四六一五	全 国	昭和六十一年九月一日
井上 医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七一六	〃	昭和六十一年八月二十日
井上医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二一五	〃	〃

鳥取県告示第八百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
早 崎 浩 司	鳥国医第三、四六一号	昭和六十一年八月二十五日
藤 田 順 子	鳥国業第六一〇号	昭和六十一年八月七日

鳥取県告示第八百八十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田村医院	鳥取市掛出町一一	昭和六十一年十月一日
潮 医 院	西伯郡会見町天万六三八一五	〃

鳥取県告示第八百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八第十六項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

退任した役員の氏名及び住所

理事 松 本 秋 東伯郡北条町大字江北六二一一

昭和六十一年九月二十日退任

鳥取県告示第八百八十二号

郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業明辺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業門田西沢地区農道整備）を昭和六十一年十月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第八百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字明之目八三五の一・八三五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二百二十三号

昭和六十一年九月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、〇三九  
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五〇、六五〇  
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、一八二

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、五二五
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、六一四
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	九、〇四二
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九〇四
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、四九七
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇六四
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、七一六
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、三四三
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、七六六

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】